

やまなしジビエフェアの動画制作・広告及び PR 資材作製業務委託仕様書

1 業務名

やまなしジビエフェアの動画制作・広告及び PR 資材作製業務委託

2 業務実施期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

3 目的

山梨県の自然が育んだやまなしジビエの品質の高さやおいしさを動画で PR することで、やまなしジビエフェアへの集客や認知度の向上を図る。

また、やまなしジビエの魅力や取扱店舗、山梨ワインとのペアリングなどを紹介する PR 資材を作製することで、他のイベント等で配布・掲示し、波及効果を生み出す。

<参考>

「おいしい未来へ やまなし」特設ページ

https://www.pref.yamanashi.jp/oishiimirai/contents/rich_environment/gibier.html

4 業務の内容

受託事業者は、次に掲げる 4-1 及び 4-2 について県と事前に協議の上、委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項については、委託業務の受託事業者として決定した際の企画提案書等の事項のうち、県の指示するものについては契約書（仕様書）に追記する。

4-1 動画制作・広告に係る業務の内容

(1) 動画のコンセプト

やまなしジビエとは、「山梨の自然が育んだ上質なごちそう」

(2) 動画の制作

- ① ターゲットは、山梨近郊都市部の食に高い関心を持つ層。
- ② 制作する動画は、ブランデッドムービー※1本とする。

※ターゲットの共感を呼ぶストーリー性のある映像によって、やまな

しジビエの魅力を伝える。

- ③ 動画の長さは、2分程度を想定しているが、ターゲットに対し動画コンセプトを訴求することに効果的であればこの限りではない。
- ④ 放映場所は、県ホームページやイベント、YouTube 広告などを想定している。
- ⑤ 使用する映像は、原則として、委託業務において撮影したものとする。ただし、やむを得ない理由により撮影が困難である場合や、受託事業者等が所有する既存映像を利用することが効果的と認められる場合は、県の承諾を得て、既存映像を利用することも可能とする。
- ⑥ 受託事業者は、動画制作に必要な情報及び素材の収集、取材、撮影、編集等を行うこと。必要に応じて、著作権や肖像権等の権利者から承諾を得ること。

(3) 動画の納品

受託事業者は、成果品として次のとおり納品する。

納期は、令和5年10月16日(月)までとする。

① 完成した動画

(ア) 映像の規格はアスペクト比 16 : 9 とする。

(イ) データは次のとおりとし、可能な限り高画質なデータとする。

- i 一般的な Windows 搭載パソコンで再生可能な形式
- ii YouTube にアップロード可能な形式
- iii ブルーレイプレーヤーで再生可能な形式

② YouTube 掲載用サムネイル

①に合わせて納品する。

③ 撮影素材

県と協議の上、動画制作のための撮影した映像等を納品する。

④ 納品メディア

(ア) 成果品のうち①(イ) i と ii、②、③は、USB メモリ等で納品する。

(イ) 成果品のうち①(イ) iii はブルーレイディスクで納品する。

(4) 広告の掲載

- ① WEB 広告実施媒体は、動画共有サイト「YouTube」(URL : <https://www.youtube.com/>)とし、YouTube のインストリーム広告に掲載する。
- ② WEB 広告は、1か月以上の期間を設け、県が指示する時期に広告を掲載すること。

- ③ 広告掲載に当たっては、効果的・効率的にターゲットへアプローチ可能となるよう、アフィニティカテゴリを設定すること。
- ④ 動画広告の課金対象視聴回数（KPI）を通算して 31,500 回以上とすること。また、課金対象視聴回数及び課金対象外視聴回数を県に報告すること。
- ⑤ WEB 広告から「おいしい未来へ やまなし」特設ホームページ（URL <https://www.pref.yamanashi.jp/oishii-mirai/>）の中に県が設置するページにアクセスできるように広告を設定すること。また、広告を通じて県のウェブサイトアクセスする数の目標（KPI）を設定し、県に報告すること。

4-2 PR 資材作製に係る業務の内容

(1) PR 資材のコンセプト

「山梨の自然が育んだ やまなしジビエをご堪能」

(2) PR 資材の作製

やまなしジビエフェア開催期間は、令和5年11月1日～令和6年2月29日とする。

- ① ターゲットは、食に関心の高い消費者とする。
- ② PR 資材は、ポスター(83 枚)、チラシ(1,100 枚)、リーフレット(17,700 枚)、冊子(5,300 冊)とする。
- ③ 掲載内容は、以下のとおりとする。なお、ポスターとチラシについては、PR 効果を勘案し、県と相談の上、掲載内容を変更してもよい。
 - (ア) やまなしジビエの紹介
 - (イ) やまなしジビエ認証施設
 - (ウ) 取扱店舗情報
 - (エ) 山梨ワインとのペアリング（ワイン県やまなし）

(3) PR 資材の納品

ポスター及びチラシの納期は、令和5年10月2日(月)までとする。

また、リーフレットの納期は、令和5年10月16日(月)までとする。

- ① 完成した PR 資材
- ② 撮影素材
県と協議の上、再生のための撮影した映像等を納品する。
- ③ 納品メディア

成果品のうち②は、USB メモリ等で納品する。

5 進捗管理

委託契約締結後、速やかに委託業務に着手することとし、県の求めに応じて進捗状況の報告を行うこと。

6 履行状況の確認

撮影する場合は、当日に実施場所において県職員による立ち会いにより委託業務の履行状況の確認を行うものとする。

7 報告期限及び提出場所

- (1) 報告期限 令和6年3月31日(日)
- (2) 提出場所 県農政部 販売・輸出支援課(県庁本館6階)

8 事業成果の取扱

(1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、委託業務の成果を記載した業務完了報告書を県に提出するものとする。なお、広告については、KPI をとりまとめる。また、記載内容等について県と事前に協議すること。

(2) 事業成果の帰属等

- ① 委託業務により受託事業者が制作した著作物の著作権、意匠登録を受ける権利及び商標登録を受ける権利は、県に帰属するものとする。
- ② 受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

9 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 委託業務の実施に必要な経費については委託料に含めるものとする。
- (3) 委託業務の遂行に際しては、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (4) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行うこと。

- (5) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (6) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (7) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (8) 受託事業者は、県が必要と認めるときは、委託事業により制作した成果物を随時県に提供するものとする。

10 その他事項

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に県の承諾を得るものとする。

(2) 仕様書の変更について

受託事業者は、委託業務の目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について県と協議し変更することができるものとする。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うものとする。

(4) 紛争処理

委託業務に関して紛争が生じた場合には、受託事業者の責任において処理するものとする。